

第5章 「高清水通り」の原点・素顔に迫ること

現在通称している「高清水通り」とは、何時頃から何に登場するのか、どの区間を指すのか、どこを目指す人達が歩いたのかを探る。古来の「高清水」（今でいう元高清水）の場所特定については第2章・第3章に別記したが、もう少し関連を探ってみる。

1. 古文書を手掛かりに

図(表)－1は、西川町史編集資料第六号、11頁～「(一) 高清水通一件訴訟－天和三（1683）年二月」に係る解説の段から抜粋する。

・・・高清水通りとは、本道寺より真直に月山に通ずる参道のことで、月山山頂より湯殿山に廻られる。参道の中間の高清水という所に、小屋掛けをして其の便を図っていた。これからこの名がついたのである。・・・

（本道寺返書には）

高清水口は古来から月山・湯殿山の通路であって、この道の別當佐藤常陸、布施新左衛門が月山を、本道寺は月山・湯殿山の二山を相勤め・・・

又、この道には旧跡が立ち、御領私領の先達共が、毎年掃除や普請をしていると高清水道の今昔を述べ、・・・

図(表)－1

図(表)－2は、西川町史編集資料第八号（一）より、9頁～「(五) 高清水通り一件訴訟－天和三（1683）年二月」に係る解説の段から抜粋する。ごく簡単に要約すると、本道寺が高清水通りに月山・湯殿山への参拝行人を案内することは、志津村にとって六十里越街道経由の行人が減ることから、すなわち、収入が減ることになって困るので、そのような事業を中止するように幕府の評定所に訴上したことに係る内容である。

次は、訴状原文には高清水通りの区間を定義付ける直接的な記述はみえないが、文面に基づく状況説明としてはこのとおりである。

・・・^(※1)高清水通りとは、本道寺より北へ真直に月山に通ずる参道のことで、月山山頂近くより湯殿山に廻られる。此の参道の^(※2)中間の高清水という所に、小屋掛けをして其の便を図っていた。これからこの名がつけられていた。・・・

次は、訴訟に至った事情をごく簡潔に記述する。

・・・天和二（1682）年に、本道寺は此の旧道の補修を始め、湯殿山参拝行人を案内した。此れによって、志津村では、六十里越街道の行人は少なくなるし、斯なれば湯殿山参拝行人から受け取る収入で、生活している住民にとって生活が脅かされるので、白岩の大庄屋に依頼し、本道寺方に此の事情を申し出たが、聞届けなく、同年二月やむ無く幕府の評定所に訴上したのである。・・・

次は、その訴上を受けた評定所が下したことを記述する。

・・・同年二月廿四日、評定所に於いて五月六日に両者の対決することを命じた。其の際、絵図面を作り、返答書と共に持参することを命じた。・・・

次は、本道寺返答書を記述する。

・ ・ ・ 高清水口は古来^(※3)月山・湯殿山の通路であって、此の道の別当佐藤常陸・布施新左衛門が月山を、^(※4)本道寺は月山・湯殿山の二つを相勤め、拾六年以前——寛文八年・1688年——までは、年貢として兩人より永銭四百文、寺より同九百文を上納している。志津村では七拾年来荒廃したと申立てているが、全くの偽りである。且又、この道には^(※5)旧跡が立ち、^(※6)御領・私領の先達共が毎年掃除や普請をしていると、^(※7)高清水通り^のの今昔を述べ、志津村衆より彼此と言われる道理はない。・ ・ ・

図(表)－2

(※1) 高清水通りは月山に通ずる参道云々と明記しており、湯殿山向けにおいては、本道寺→月山→湯殿山、本道寺→横道^{よこどう}→湯殿山の2ルートを利用していた。湯殿山へは複線化していたのである。月山経由であれば当然月山権現堂^{おむろ}(御室)を参拝することになるだろう。よって、高清水通り通行人は湯殿山の^みみを目指したとは言えないのだ。

(※2) 「中間」という文字が気になる。古文書原文にはその場所を直接窺わせる表記は見当たらない。編集者は後述する大正期の掛け小屋位置が念頭にあって、現「高清水」の所とすれば6.6kmは月山までの14.2kmの47%ほどでほぼ「中間」となり、説明は正しいように見える。しかし、今となっては違う、あくまでも1682年頃のことを語る必要があるが、この西川町史編集資料編纂の頃は、文政五(1822)年建立・「従是高清水迄九十六丁處」起点記念碑をご存じなかったろうからやむを得ない。同碑2018(平成30)年11月15日(木)発見であるから！

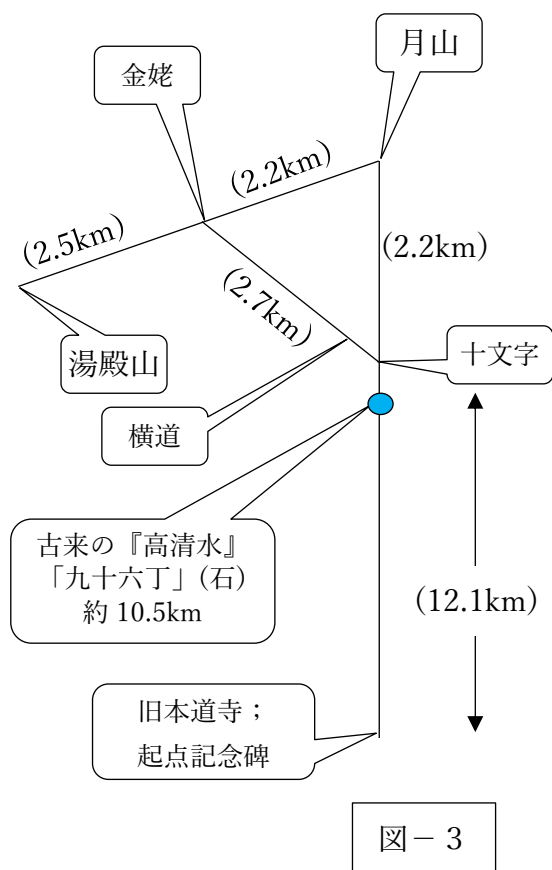
文政五(1822)年頃の高清水は、第2章に別記したとおり、「従是高清水迄九十六丁處」の起点記念碑に基づく『九十六丁』先の場所であった、今でいう『元高清水』である。するともっと遡った天和三(1683)年頃の「高清水」はどこなのかとなる。紐付ける確たる証拠はないが、素直に文政五(1822)年頃の「高清水」は天和三年頃の「高清水」を踏襲・継承した、すなわち、天和三年頃の「高清水」は文政五(1822)年頃の「高清水」に引き継がれた、今でいう「元高清水」にある九十六丁(石)存置場所ということになる。

したがって、「此の参道の中間の高清水という所」の説明は、「古来(あるいは往時)の高清水という所」のように置き換えると正しくなると考える。編集当時から現在に通じる「高清水」と古来の「高清水」は同じ場所であるとする無意識層の前提(先入観)が真実を解く邪魔をしているのだ。ただし、「中間」を「中ほど」と読み、AとBの二つに挟まれた間という解釈になれば、それはそれで問題なしとした^いい。

図－3、月山経由湯殿山までの距離約19.0(12.1+2.2+2.2+2.5)kmに対する古来の『高清水』までの距離約10.5kmは約55%となる。したがって、図(表)－1における「高清水は中間」という高清水は、最初から古来の『高清水』(今でいう元高清水)が念頭にあって、湯殿山が目的地であれば、中間の言葉は適切であると言える。

(※3)・(※4)前記(※1)と共通し、天和年代の頃には既に、本通りは、湯殿山参詣のみならず、月山への登拝道でもあったことを明示している点に留意が必要である。

(※5)旧跡とは何か、ですが、後記図(表)－4・5にあるとおりの、^{藤原秀衡公の奥様}秀衡殿御前様建立うんぬんとある天和二・三年頃にいうことを旧跡と称したのではないか、はたまた昔その昔から^{かみほとけ}神仏が住まうと感得されて来た聖地ということだろう。後年の九十六丁(石)・墓石との関連ではない。^{N o n}



(※6) 本通りに対しては、少なくとも天和三年頃には手入れ・道普請を行っていた、途中一時的に荒廃したこともあったろうが、先人が継続して来たお陰で今日の素晴らしい古道がある。

(※7) 「高清水通」「高清水道」「高清水海道」の名称は、この当時の他古文書の所々に出現する。往古よりの呼称である。

次の図(表)－4は、高清水通りと馬立について、前出同 25 頁～「(二) 馬立手洗水に金子寄進預請書－元禄十二 (1699) 年六月」の解説より抜粋したもの。

(※8) 直接的には書いていないが、手洗い水受け「手水舎」(てみずや・ちょうずしゃ)――おそらく石造物であろう――を設置したのだろう。

(※9) 前記との関連を踏まえ、さらには、後年ではあるが文政五年建立の起点記念碑に鑑みても、高清水通りの上端は古来の『高清水』、今で言う「元高清水」の場所が馬立であったのだ。

此度湯殿山ニ参詣之通路馬立ニ手洗水無御座候故、御参詣之衆不自由ニ相見申ニ付、為現当二世菩提為御寄進、永代汲水ニ手洗水御上ケ被成度二度、会津用快木食様御頼被成候ニ付、只今金子拾五両御出シ、拙者共拾四人之者共に御預ケ被成、^{たしか}慥ニ請取置申候所実正ニ御座候。此金子オ以御駒路之通、夏中御参詣之衆御座候内、無懈怠汲水仕、手洗水不自由ニ無之様可仕候。若指合之儀御座候か、又ハ万一拙者共汲水懈怠も仕由御聞及不届と御思召候ハバ、右金子本道寺様迄、急度御返金申上候。権現様之御儀ニ御座候間、片時も汲水遅帶仕間敷候。為後日一札仍如件。

元禄拾二年卯六月七日 庄屋 久右衛門
同 市右衛門

権兵衛 喜左エ門 茂兵衛 重兵衛
善右エ門 儀兵衛 孫左エ門 五兵衛
八 蔵 作兵衛 太郎右エ門 源右エ門

本道寺従快法印様

(解説)

元禄十二年六月のことである。 (西暦 1699 年)

湯殿山参詣の通路に馬立と呼ぶ所がある。そこに手洗水がありません。それで参詣衆が不自由に見えるので、現当二世菩薩のため、永代に汲み水の手洗い水を上げたいと、会津用快木食様が金拾五両を寄進し、本道寺村百姓衆十四人預けられ、此の金^{たしか}を慥に請け取った。今後我々は怠けることなく汲み水を上げ、(※8)手洗い水に不自由なく致しますと誓う証文である。

(注)

1. (※9)馬立とは高清水通りの上端にある場所
2. 木食様とは木食門明上人ではありません。
3. 本道寺従快訪印とあるが、信快法印の誤りかと思う。

図(表)－4

元高清水まで馬を仕立てて、荷物の運搬・運送を担っていたということに着目する。ここまでは、特に女性の荷物を引き受けたことであろう、換言すれば、ここまで積極的に女性を誘導したということではなからうか。

後記図(表)－5は、西川町史編集資料 第八号(三)より、P128～P129「2.宝蔵院・本道寺は可為門徒釈明書寛永十六(1639)年四月」の解説の一部を抜粋したものである。「両造法」論争——ごく簡単にいうと、湯殿山の祭祀権を巡る羽黒側(天台)と湯殿側(真言)との裁判闘争うんぬん——が開始された寛永十六(1639)年、真言4か寺で差し出した文書の中で現存する慈恩寺宝蔵院釈明書にある一説である。

(※10) ここで注目「月山之道」という点です。高清水通りは、湯殿山への専用道とは書いていない。本道寺からの高清水通りは、湯殿山のみを目指したが如くの説明は片手落ちである、それは一時的にそうであったかもしれないが、むしろ、一般的に言うならば、図(表)－1と合わせ過去全般に亘り月山・湯殿山を目指した通り、でよいのではないかと考える。高清水通りは月山も湯殿山も目指した行者・道者が歩いた道である、とするのが正しい認識であろうと思う。

・・・ 湯殿山濫觴者、法身覺王鎮座之幽窟弘法大師開基之靈山ニ而、護摩修法之所也。然ニ大師御開山之道、表裏ニ筋御座候内、裏口ハ以ニ本道寺ニ別当ニ相定候就、其ニ御前月光と申候御座候。依レ之本道寺。被レ号ニ月光山ニ候。然ニ此本道寺致ニ断絶ニ候故、佐藤常陸、布施新左衛門兩人俗別當ニ而、湯殿山、月山両山別當職	
家系が長く続いて今にあり	
久敷持来候事、出ニ最上庄内ニ無ニ其隠ニ諸人存知候事。	
がっさんごえ	切り開いたことから
一 月山之腰手つくしと申処を岩根沢より湯殿山参詣之直路を切開候得共、本道寺より	
たびたび、止めるようにはっきりと告げたところ	持ってこられた
度々相留堀切候而、…今に道者一人も通し不レ申候、其上於ニ本道寺ニ持来候	
月山への道	藤原秀衡公の奥様
(※10) 月山之道、自ニ往古ニ之印ニ者秀衡殿御前様建立被レ成候、三十六道神、銅像于レ今相残御座候・・・一	
寛永十六(1639)年	
図(表)－5	

2. 奥州藤原の秀衡との繋がり

秀衡公の奥方が寄進した銅像について、西川町史編集資料第六号(志津文書) P20より、一部を図(表)－6に抜粋する。(前)図(表)－5と(後)図(表)－6の内容の骨子は同じで、表現が若干異なるだけである。

要約すると、場所は月山之獄下(高清水小屋、今でいう元高清水)まで、藤原三代秀衡公の御前様(奥方)が自らここまで足(歩み)を運ばれ、自ら建立したということと、その印に塩竈六所明神のご神体を分霊した金佛(銅像)6体を最終当地まで奉納されたということであり、何と嬉しいことである。地元本道寺文書は見当らないようだが、一つの事柄・事象について、前者は慈恩寺宝蔵院釈明書に、後者は志津文書に記述されていること、50年近くもある年代差があつて、異なる二つの書付に記録されおり、当事者の自作自演的偽作ではないであろうということは明らかである、以上からは、信ぴょう性が高く史実・真実であろうと考えている。

- 仙台塩釜六所明神とは、仙台塩釜神社に祀られている神々の総称で海の安全、航海の安全、漁業の豊漁、五穀豊穰、子授け、安産、家内安全、商売繁盛、諸願成就などの神として信仰されて来た。

(七) 本道寺より寺社奉行所江口上書 (C)

・・・

一、高清水旧跡之事、昔奥州秀衡公之奥方為御参詣^ふ 月山之獄下迄自ら運歩^は彼^に為^し成候^ふ申伝候。其印ニ^而仙台塩釜六所明神之御神軀^を金佛^にニ御鑄立、高清水の路辺ニ彼六所ヲ方取、一ヶ所ニ六軀宛三十六軀六ヶ所ニ立彼^を置候。

其旧跡神軀明鏡ニ御座候。其時之宿坊源養坊^ふ申候^而、旧院今ニ御座候。然間此寺^が高清水道之普請等ハ^{申すまでもなく}不^レ及^レ申、毎年六月上旬^が七月下旬迄、小屋ヲカケ家来^{ににん}式人為^し登、本道寺^が之形・米・塩・味噌等改申候。如^し此古来之由緒分明ニ御座候事。・・・

天和三亥年五月

(1683 年)

源 養 坊 宝 蔵 坊
本道寺 観海

図(表)－6

○ 「道神」とは、古代中国の哲学である道教に由来し、宇宙の創造主であり、全てを支配する神であり、調和、バランス、そして無限の象徴と見做されている。なお、「道祖神」とは厄災の侵入防止等を祈願するために村の守り神として、主に集落の境や村の中心、村内と村外の境界に祀って来た民間信仰の石仏である。

○ 前者に銅像、後者に金佛とあるが、具体的に何だろうか？ 金佛とあり明神であるから当時は神であり仏であろうが、実際の像容は地藏菩薩ではなかろうかと想像する。弘法大師像と明記していないのは残念だが。

なお、「三十六」そのものの由来は如何なるものかについては別記する。

藤原秀衡公とはどんな縁があったのだろうか？

✓ 1 ; 「出羽三山史」P34～P35 を参照する。「・・・平泉に栄華を築いた藤原三代は奥羽を管領し富を築いた。・・・又、秀衡は、保延元（1135）年、六月から月山虚空蔵山嶽で峰中の護摩供を修し、羽黒の衆徒数百人が奉仕したことを伝え、藤原氏が羽黒の外護者^{げごしゃ}であったことがこれによって知られると共に出羽における藤原氏の勢力がいかに大きく浸透していたかが伺われる。」とある。そのように言われるものの、旧本道寺との直接的な係りは何だったのか。どんな縁でここに来たのか、現在、書き物や現物は発見されていないことに鑑みて、本当に寄進・安置したものなのかどうかの信ぴょう性はさせおき、悠久ロマンをくすぐる一節である。岩手からも多くの湯殿山参り道者が本道寺に入っていたであろうから、そのような人達からの感謝の声が奥方の耳に入っていたのかもしれない。

✓ 2 ; 「出羽三山史」P59、P88 の一節を抜粋する。「・・・出羽三山一帯は金の産地ではあるが、特に古くからあらわれていたのは、月山に源を発し羽黒山の東の谷を流れる立谷沢川の流域であった。この一帯の地は古くから羽黒山伏の抖擻練行の行場としてあらわれ、彼らが縦横に跋涉^{ぼっしょう}した所である。由来、修験者は探鉱者としても特殊な経験を持っていた事は、山伏の営む生活からも察せられるのであって、羽黒山麓を巡って流れる立谷沢川の流域に砂金を発見したのは、実に古代にあった事であろう。羽黒山の盛大はもちろん、その霊境^{しか}が然らしめたものではあったが、この霊域にかかる地帯を持っていた事は留意すべきである。

・・・羽黒山はこの平泉の藤原氏を大檀那とし、深い崇敬を受けてその繁栄を得たと思われる事は、羽黒の旧記に伝えるところである。羽黒山麓に近い狩川は中尊寺領で、藤原氏との関係の深いものがある。羽黒の東麓を流れる立谷沢川に面して工藤沢部落がある。この部落の下^{しもとびら}扉と称する所は、羽黒本社の造替ごとに本殿の扉の板を奉ったと伝えている。この下扉より東の山下^{にこう}に尼公屋敷というのがある。秀衡の妹徳尼公が故あって隠居した所と言い、今に泉水跡などを伝えている。又近代まで羽黒本社にも徳尼公の木像を安置していたと言われるから、特に深い関係があったものであろう。・・・」

これから読めることは、「山伏・修験者は立谷沢川流域に跋涉し探鉱者の一面を持っていた。その立谷沢川流域に秀衡の妹徳尼公が隠居していた。」ことから、この点においても羽黒と秀衡公は信仰面の天台宗で繋がり、秀衡公は当然山伏・修験と繋がっていたということだろう。

✓3；前記✓1と✓2の経緯・相関事情を踏まえれば、月山山頂権現堂の南半分を抑えていた本道寺側人流と北半分を抑えていた羽黒側人流の間に、月山⇄湯殿山の道中においては、当然接触・交流は生まれるはずである。すると、一般の道者・行者においては、あるいは、鉱山開発という面では宗教宗派の何たるやは関係なく、情報交流はあったろうから秀衡公が高清水通りに関心を寄せたということは自然なことであったことだろう。

鉱山開発との関連では次のような見方もある。平泉中尊寺の建立に当っては大量の金を必要としたが、岩手県のみならず周辺に手を伸ばす中で接触が生まれたのではないかと。

それ（金佛）はどこに置いたのか？

下線個所を共通・総体的に解釈すれば「高清水通り」のことである、その道に藤原秀衡公の奥方が寄進・奉納したものを安置したとある。1個所当たり6体を祀り、6個所で計36体を、月山に至る高清水通りの獄下まで――崖のようにになっている所の手前とは「元高清水」（別記第3章を参照のこと）――自ら歩み運んで安置したというのである。今、仮に6個所を均等に区分したとした場合の想定は図(表)－7のとおりとなる。実際の距離の処は、32丁と64丁は現存確認出来ていないことから按分推定した。理論的数値で対応する丁の位置をプロットすると図－8のとおりとなる。最終九十六丁他の5個所は旧跡に結び付く場所ではない。したがって、名所なる^{みよとしず}①夫婦清水、②姥像等石碑群、③石船、④(現)高清水、⑤柴明^ば場、⑥元高清水の6個所であったろうと推定する。

個所	1	2	3	4	5	6
各安置個数	6	6	6	6	6	6
累計数	6	12	18	24	30	36
対応丁	16	32	48	64	80	96
理論距離	1,744	3,488	5,232	6,976	8,720	10,464
実際距離	1,722	(3,590)	5,449	(7,283)	8,898	10,530
図(表)－7						

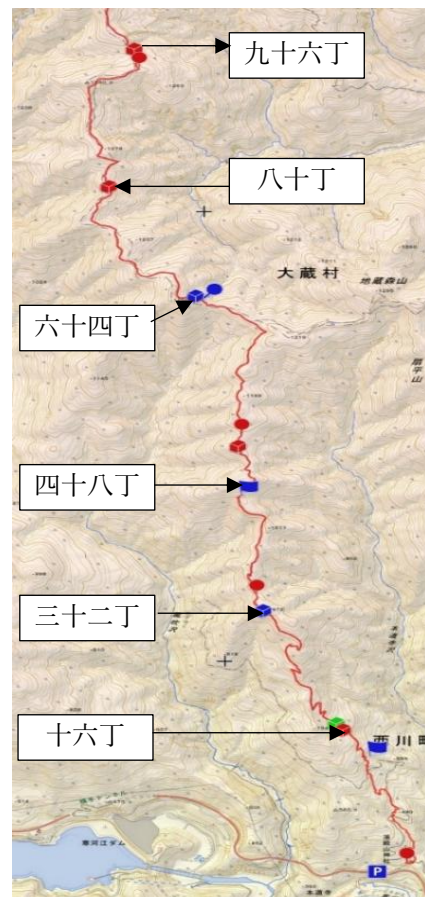
3. 古来の「高清水」の位置

そもそもの「高清水」と称する地名の所在地について根拠を以って考察する。

新暦の7月中旬～9月中旬の2か月間、本道寺から米・塩・味噌を上げて、小屋番・行者接待のために家来（賄い夫）2人が詰めた（寝泊まり）したという史実を押さえて置く。当該地までは、里程理論値10.464(96×109)kmと近代測量GPSトラックログ距離約10.530mがほぼ一致することを突き止めている。差異はルートが少し変更された可能性大に依るものであると考えている。

図(表)－9bと同図cの史料は「高清水」の位置と「高清水通り」の役割を考える上でとても重要なものであると理解している。繰り返すが、その上で何といてもそれらと現場・現地との突合が重要である。現代の国土地理院地形図(9a)と合わせた3点を総合判断すれば、何度も触れている九十六丁(石)を発見した場所が古来の「高清水」であると特定に至ったものである。

識者と思しき人達とはかく同図bに頼り文献知を振り回して断定的な書き振りをする悪弊を以っているので、読者は販売書籍を読む時は特に留意すべき点である。西川町史や何かの書籍には、姥像等石碑群の少し先とか、現高清水(水場)のあたりとかの記述が見えるが、間違っていたということになる。



図－8

現代版地形図上の位置関係	『湯殿山論争絵図』参照 1792年頃	丁石 1822年
 現在、掛け小屋は皆無となった。 「高清水小屋」跡地と確定 『九十六丁』(石)	 高清水コヤ 不動滝 高清水通り	 (起点記念碑存置の) 始端点 従是高清水迄九十六丁處 (起点対応の) 終端点 「九十六丁」(石) 九十六丁
図(表)－9a	図(表)－9b	図(表)－9c

ところが、古来の「高清水」地から「高清水」の呼称が切り取られて、様々な解釈が付加された変遷があり、次に整理して行く。

4. 「高清水」の名称の変遷

(1) 大正期のものから

まずは、図-10 のとおりの大正十四年四月発行の三山登山案内と称するいわば観光パンフレット（抜粋）を取り上げる。当時の掛け小屋の場所（地名）を記している。右側には令和2(2022)年から翌3年にかけて建立した道標（地名）の位置を並べて見た。大正期の位置と今の位置がまったく同じかどうかは分からないが相対的な関係は一致する。

ところが、ここで大きな問題がある。「高清水」の名称において、大正期のも地図のにおいて、古来の「高清水」は本来「柴燈バ（柴燈場）」よりも上流（北側）に記述しなければならないが、記載していない。今の道標位置を見ると大正期の「高清水」と同じ相対位置に建立したのである。大正期と今の位置は同じであれば問題ないのではないかというのは間違った解釈である。ここに「高清水」は同じ呼称にして二つ登場することになったのである。なぜ、ややこしいことが起きたのかと言え、その理由は次のとおりと推察している。

一つは、1600 年代後半に史実として登場する「高清水小屋」はいつまで続いたのか、大正期の頃は既に小屋は撤去されて伝承されて来なかったということだろう。往古の小屋の存在が忘れ去られた中で当該パンフ作成に従事した関係者に知識が無かったということだろう。



図-10

二つ目は掛け小屋を以って商売するからには、小屋を掛ける場所においては水場の存在とセットになるが、確かに「石船」―道標は「石船」の先で、「柴燈バ」―道標は「柴燈場」との間に、容易に水を確保出来るのは、現在道標設置の「高清水」、すなわち、大正期の高清水の位置である。

三つ目は、道標設置に係った人達は地元が故に大正期パンフを知っていた中で、あるいは、大正期から伝承されて来た中では、令和期の人達は疑いもなく、大正期の位置としたということだろう。

（２）西川町史に見る

平成 7（1995）年 3 月 31 日発行の西川町史（上）P894 に、「一・・・月山山頂までは 14km あり、途中の^{みよとし ず}休所には夫婦清水―^{いしふね}石船―高清水―元高清水―^{さいとば}柴明場―^{ごだつし}御立石―頂上であり、柴明場まで馬をのぼせ、これを除けばすべて清水のある場所である。・・・」と記述している。『元高清水』という新しい地点名が登場するが、^{さいとば}柴明場の手前である。しかし、高清水と元高清水の具体的場所を地図に表していない。したがって、第 3 章で取り上げた『高清水小屋』跡地とは場所が同じか違うのかどうか、混同を招く。

（３）二つの「高清水」を整理

現在通称の「高清水」は水場の一つである「今の高清水」地点である。

一方で、古来の「高清水」（高清水小屋の跡地）は『九十六丁』の場所である。すると、「高清水」地点は 2 箇所となり、混同・混乱を招き合理性を欠くことになる。今日称している地を「高清水」とした確たる証拠は見当たらないが、古来の「高清水・九十六丁」の場所にあった掛け小屋の廃止（撤去）事情を踏まえて、一定の期間が経過した後、後世の人達が四季を通じて枯れることがなく清水が流れ出る現在の場所を「高清水」と命名したのではないかと推察する。

西川町史編集資料第六号 P116 に次の記述がある。「（為取替確証、明治四年八月）一 湯殿山参詣人取扱候高清水小屋之儀ハ^(以前)已前之通元高清水ト唱ヒ候場所ニ相懸ケ、是迄之小家場ハ相廃止、・・・」明治四年の頃には、「高清水小屋の地は元高清水」というからには今と同じ認識だったのかもしれない。

それらを見るに付け、小屋掛けに係る高清水通り別当の内紛的・確執のあったのかどうか、今にいう水場の高清水から^{さいとば}柴明場までの間にも「元高清水」という文字も出て来るが、それらは正確にどこなのか、ややこしい！

そこで、西川町史に新しい地点名として登場した『元高清水』のことについてである。その当時の編集委員は、平成 30（2018）年に発見した文政五（1822）年建立『従是高清水迄九十六丁處』起点記念碑の存在を特定・認知していなかった訳で、編集当時の認識は、「今でいう水場の高清水」の地点と、一方で、天和 3（1683）年頃の古文書に表出する「高清水」は、同じか、別の所なのかという自問自答（葛藤）があったのではなかろうか。そこで^{さいとば}柴明場手前（南方）に数箇所の水場になり得る湿地があることから、いずれかを「元高清水」と見做したのかもしれない、やむを得ない。しかし、「元」を冠した高清水は「元々称していた高清水の地」ということでは、結果して適切な表現になった。

5. 『元高清水』の場所の最終特定

そこで、以上の全体事情を踏まえて、今にいう「元高清水」の地点をあらためて特定することにする。

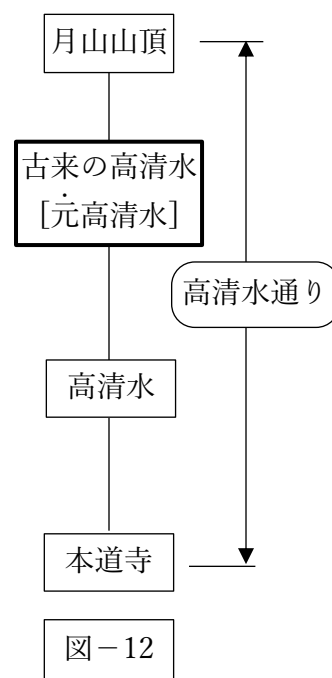
平成 30（2018）年に発見し、4 年後に解読した文政五（1822）年建立『従是高清水迄九十六丁處』起点記念碑に対応する最終の「九十六丁」（石）を発見・確認に伴う古来の「高清水」地点をあらためて「元高清水」と特定する。

今、『元高清水』の場所が判明・確定したことから、前出西川町史（上）P894 における順序は、「夫婦清水—^{しず}姥—^{いしふね}石船—^{きい}高清水—^{さいとば}柴明場—^{ごだつし}元高清水—御立石—頂上」の順に変更する必要がある。「姥」を入れて、かつ、元高清水は柴明場の後である。

6. 「高清水通り」と呼称する範囲

「高清水通り」というと、「高清水小屋」跡の古来の高清水地点（今でいう元高清水）までの呼称と思いがちであるが、前記古文書を踏まえると図-12 のとおり月山山頂までの山道（参詣道）を称したことが既に判明している。

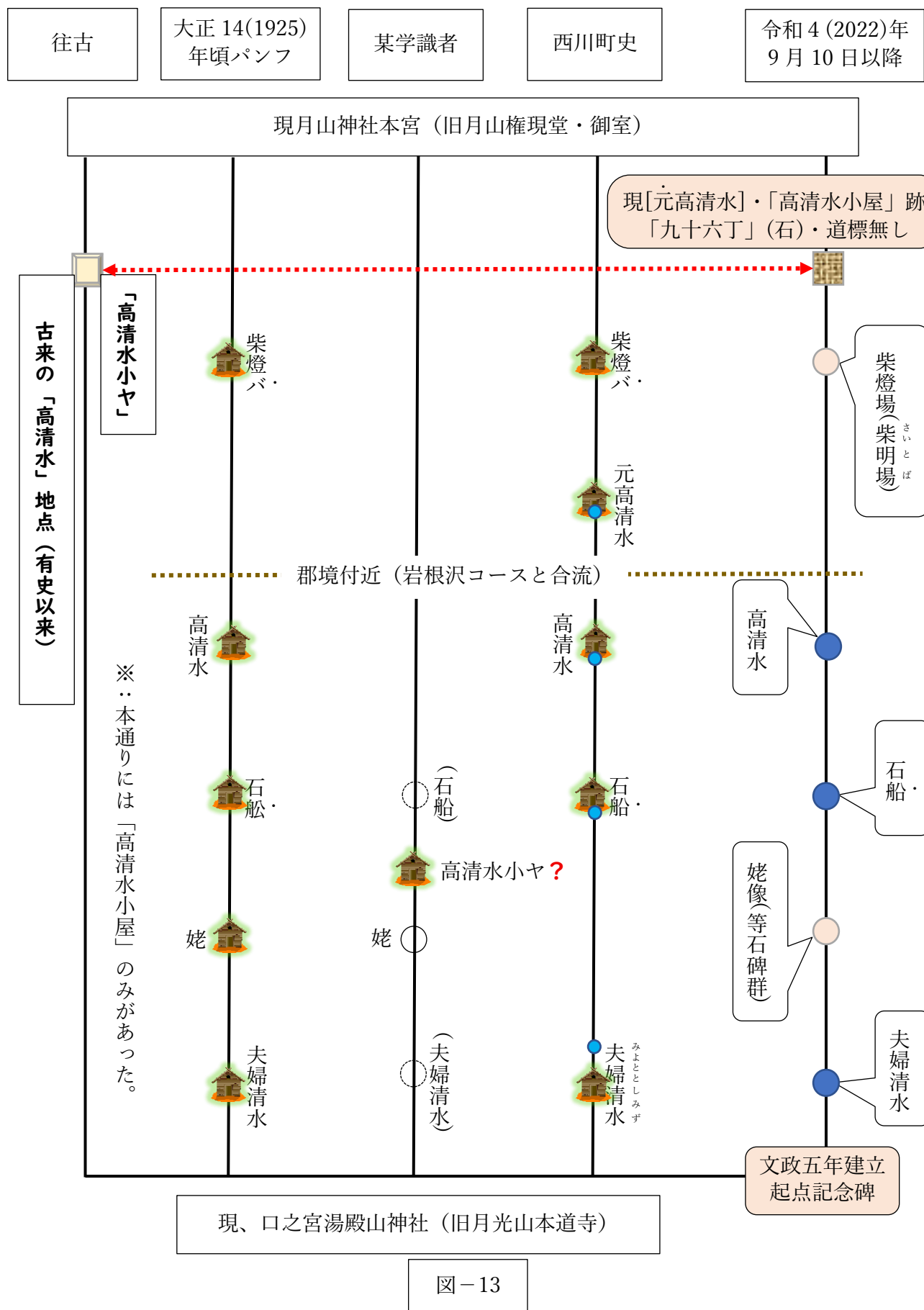
普通、山道に名称付けをする場合、途中に象徴的なものの存在や、歴史上の重要な史跡存在に鑑みて検討するであろう、あるいは、行き先の最終目的地の名称を採用するのも一般的にあることだと考える。この道は月山行き、あるいは月山經由湯殿山行き、あるいはバイパス的横道經由湯殿山行きを目的とする参詣道であった中では、古来「旧跡神舂明鏡」と称して来た「高清水」（今でいう「元高清水」）の所は共通的な基点となり、この地の名称を充てたのだと推察する。



7. 本通り上の地点名の整理

以上を纏めて、高清水通りにおける地名の変遷を全体化すると図-13 のとおりとなる。

（註）家型印は参詣期間中掛け小屋（休所）の地点名である。また、青い丸印は水場であることを示す。また、E「」内は令和2（2020）年秋～翌年に建立した現地道標名である。



今後、前記のような混同を生じさせないように、本通りの名所等の地点名は GPS ポイントを以って特定している。また、特に古来の「高清水」に焦点を当てた現在の地理的位置関係は後記図-14のとおりである。

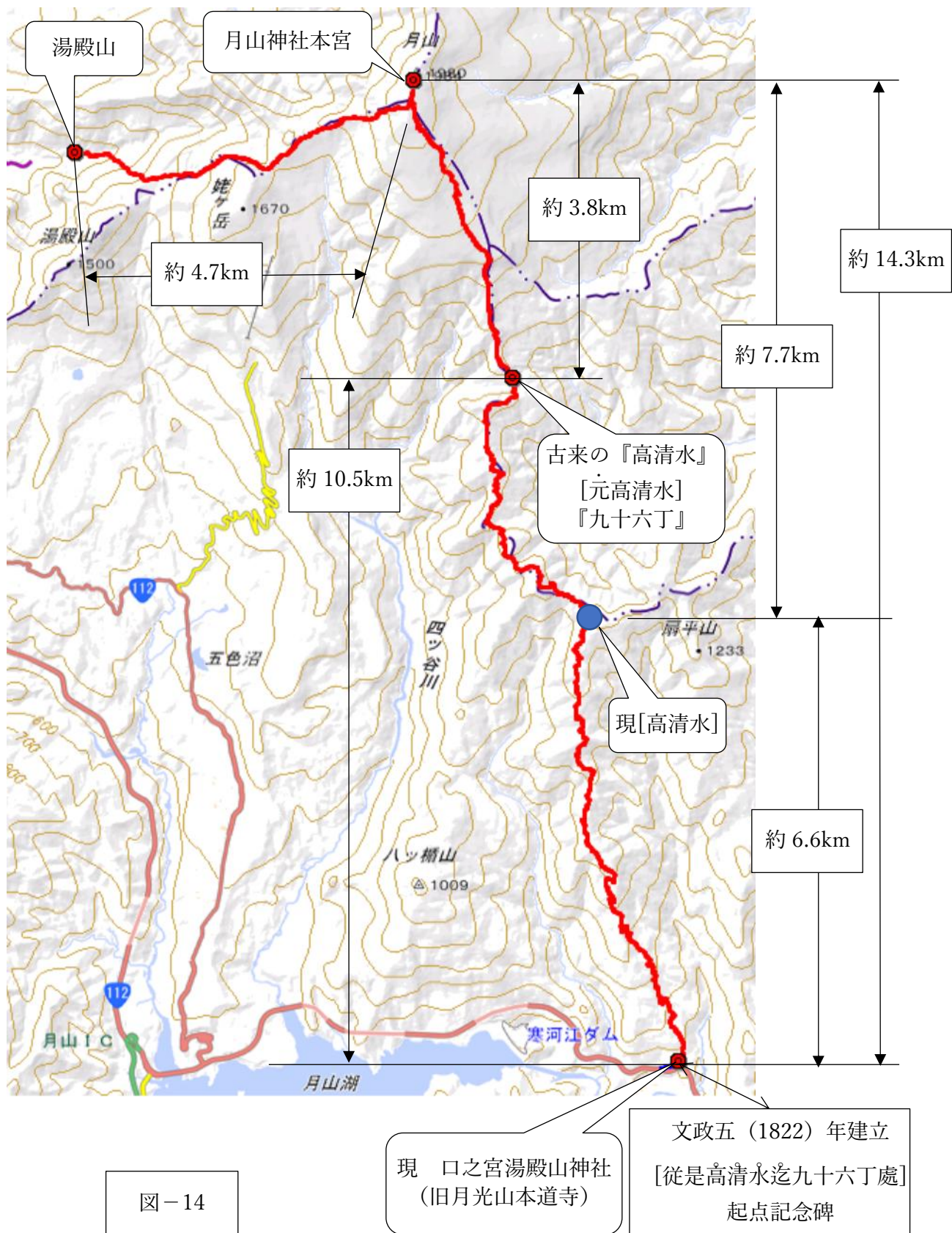


図-14

<end>